

橋下市長は市民・職員に謝罪を！

「憲法違反許すな」世論が職員アンケートの凍結、中止に追い込む

「労使関係の適正化」を名目に市長の「業務命令」で実施された職員アンケートは、業務に関係のない思想信条にかかわることや労働組合の活動内容にかかわることなど、個人の内心を侵し、労働組合への団結権を侵害する憲法違反のものであり、正確に回答しない職員、回答しない職員に対して「処分」で脅しもかけた危険な調査だということが全国に広がり、大阪弁護士会や日弁連の会長から中止を求める声明がだされるなど、批判の声が大きくなるなかで、調査を進めていた特別顧問の野村弁護士が凍結を表明しました。

思考停止としか思えない 市側の無責任な態度

市労組連は、市側（総務局）に対して憲法違反のアンケート実施の責任を追及しましたが、市側は「このアンケート調査に全く関与していない、すべて市長命令で野村弁護士にまかせている」と無責任な態度に終始しています。これだけ問題となっているアンケート調査に市側が問題指摘もせず実施したこと自体が異常なことです。思考停止の状態となっていると言えます。

強制ですすすめられたアンケート 調査、職員には精神的苦痛が

保育所職場では17日の凍結後も紙ベースでの回答調査が強制されていたことや区役所職場では、回答のために超過勤務を強要するなど、アンケート調査が「業務命令」のもとで強引に実施されたことが報告されています。保育士からは中止するのなら回答したアンケートを返還してほしい、市民からは、人件費（超勤予算）の無駄遣いを償え等の意見が組合に寄せられています。

採用時に提出した「憲法を守り業務を遂行する」とした誓約書より「業務命令」が優先するのかと悩み続けた職員、上司より再三提出を指示され納得がいかないが、処分への不安を抱き回答した職員など、「踏み絵」とも言えるアンケートに多くの職員が精神的な苦痛を感じていたことが報告されています。

データの破棄・本人への 返還は市側の責任で実施を

野村特別顧問が、「橋下市長が調査すれば憲法に抵触する恐れもある」とまで発言したアンケート調査を職員に「業務命令」と「処分」で脅し回答させたのは、橋下市長です。職員に不安、苦痛、屈辱まで与えています。市長のいう「面従腹背」ですまされません。また、回答項目では市民の個人情報にも触れることになります。橋下市長はただちに市民・職員に謝罪すべきです。

そして、アンケートのデータ破棄は、野村特別顧問まかせでなく、市側の責任で行うべきです。また、紙ベースの回答は回答した職員に返還することを求めます。

厚生施設(トレーニングルーム)や 談話室が違法な不適正行為なのか

野村特別顧問が交通局の営業所や区役所に立ち入り検査し報告された中間報告では、バスや地下鉄の営業所内にあるトレーニングルームは「ヤミ便宜供与」とされています。しかし、乗客の安全を守り運転業務を続ける職員には大きな負担がかかっています。同じ姿勢をしいられる運転業務には、勤務時間外に休憩できる施設や健康づくりのための施設は必要です。民間バスの各営業所にもトレーニング用具等は設置されています。橋下市長も「民間との比較が必要」と発言しており、健康管理に必要な施設までもヤミと決めつけ公務員バッシングに利用する調査は中止すべきです。

「職員基本条例」が 人権侵害を招く！

もし「職員基本条例案」が可決され、公募制で選ばれた区長が、橋下「維新の会」の掲げる目標を達成しようとするなら、人権侵害が多発し、北九州市の事態を招きかねません。北九州市では生活保護の抑制政策が強引に進められ、餓死者、孤独死、自殺者がたくさん生み出されました。保護申請をたくさん拒否した職員だけが評価され、「適正化」により生活保護利用者を大幅に削減させた結果です。「維新の会」は「誰も幸せにしない生活保護、大阪は「フーストワン」と攻撃、貧困と格差が拡大し、第2のセーフティネットが機能を果たさない今日の状況で、生活保護を利用する事は悪い事なのでしょうか？

生活と健康を守る会からの
メッセージ

自治体職員も労働者であり、憲法で保障された団結権によって労働組合に参加する権利を持っています。私たちは、日本国憲法や労働法・地方公務員法に照らして当然のとりくみをすすめています。